表二　利根川水系

区分	名称	区間
指定	原市沼川	上流端	左岸　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下五百三十六番二地先 右岸　上尾市大字平塚字下三百一番四地先
		下流端	綾瀬川への合流点

表三　鶴見川水系

区分	名称	区間
変更 旧	矢上川	上流端	川崎市野川九百八十九番地先の上野川橋
		下流端	鶴見川への合流点
変更 新	矢上川	上流端	左岸　川崎市宮前区梶ヶ谷字宅地前千五十六番二地先 右岸　同市同区梶ヶ谷字宅地前千五十六番一地先
		下流端	鶴見川への合流点
指定	有馬川	上流端	左岸　川崎市高津区野川字中耕地三千八百五番四地先 右岸　同市同区久末字表山千九百二十三番地先
		下流端	矢上川への合流点

表四　庄内川水系

区分	名称	区間
変更 旧	原川	上流端	小牧市大字岩崎字本田千三百十九番の一地先の市道暗渠下流端
		下流端	合瀬川への合流点
変更 新	原川	上流端	小牧市大字岩崎字本田千三百十三番の五地先の観音堂橋下流端
		下流端	合瀬川への合流点

備考

一（一）　区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。

（二）　区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十三年三月十八日現在のものである。

○国土交通省告示第二百九十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を指定し、又は変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

前文中「平成二十一年四月二十日」を「平成二十三年三月十八日」に改める。

○東北地方整備局告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十三号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長
新庄市大字鳥越字本宮後四三六〇番から同市十日町字右京屋敷九三八番まで	二四・〇〇～二八〇・〇〇メートル　四・六七八キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年三月十八日

○東北地方整備局告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局郡山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　四十九号　福島県耶麻郡西会津町野沢地先から同町宝坂地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成

住所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十三年三月一日から本協定の存続する日まで

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び三百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二五一九番一地内	前	二七・九四～二八・七四メートル
	後	二四・六五～二五・四四メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び三百五十三号	新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字下戸沢二五〇六番四から同町大字神立字下戸沢二五一九番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十八日